

京 都 大 学 国 際 交 流 推 進 機 構 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (機構長) 第 3 条 2 3 4 5</p> <p style="margin-left: 150px;">(略)</p>	<p>(機構長) 第 3 条 2 3 4 5</p> <p style="margin-left: 150px;">(同 左)</p>
<p>(国際交流委員会) 第 4 条 機構に、京都大学における国際交流に関する重要事項（国際教育プログラム委員会の所掌に属するものを除く。）を審議するため、国際交流委員会を置く。 第 5 条 国際交流委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 国際交流担当の理事 (2) 機構長 (3) 研究科の教授又は准教授 各 1 名 (4) 研究所の教授又は准教授 各 1 名 (5) センターの教授又は准教授 若干名 (6) 附属図書館長 (7) 国際交流センター長 (8) 国際部長 (9) 国際部国際交流課長及び国際部留学生課長 (10) その他機構長が必要と認めた教授又は准教授 若干名 2 前項第 3 号から第 5 号まで及び第 10 号の委員は、機構長が委嘱する。 3 第 1 項第 3 号から第 5 号まで及び第 10 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 第 6 条 機構長は、国際交流委員会を招集し、議長となる。 2 機構長に事故があるときは、あらかじめ機構長の指名する委員が、前項の職務を代行する。</p>	<p>(副機構長) <u>第 3 条の 2 機構に、副機構長を置く。</u> 2 <u>副機構長は、本学の専任の教授のうちから機構長が指名し、総長が委嘱する。</u> 3 <u>副機構長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、指名する機構長の任期の終期を超えることはできない。</u> 4 <u>副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代行する。</u> (国際交流委員会) 第 4 条 (同 左)</p>
<p>(中 略) (運営委員会) 第 12 条 機構に、その運営に関する事項について機構長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。 第 13 条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 機構長 (2) 国際交流委員会委員長 (3) 国際教育プログラム委員会委員長</p>	<p>(運営委員会) 第 12 条 (同 左) 第 13 条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 機構長 (2) 副機構長 (3) 国際交流委員会委員長 (4) 国際教育プログラム委員会委員長</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(4) 国際交流センター長</p> <p>(5) 国際交流委員会の委員 若干名</p> <p>(6) 教育推進部長及び国際部長</p> <p>(7) 国際部国際交流課長及び国際部留学生課長</p> <p>(8) その他機構長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第5号及び第8号の委員は、機構長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (後 略)</p>	<p>(5) 国際交流センター長</p> <p>(6) 国際交流委員会の委員 若干名</p> <p>(7) 教育推進部長及び国際部長</p> <p>(8) 国際部国際交流課長及び国際部留学生課長</p> <p>(9) その他機構長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第6号及び第9号の委員は、機構長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成22年12月1日から施行する。</p>